

総領事館便り3月号

★新規海外渡航者向け案内【別添資料】

新しく海外に渡航される方向けに、在留届の提出、在外選挙人名簿への登録及び国外におけるマイナンバーカードの利用手続きに関する案内を添付いたします。赴任予定のお知り合いの方がお近くにいらっしゃいましたら、これらの手続きを周知・勧奨いただけますと幸いです。

★天皇誕生日祝賀レセプションの開催

2月19日、在スラバヤ日本国総領事館は、天皇陛下誕生日祝賀レセプションを開催しました。同レセプションには、東ジャワ州政府を代表してベニー東ジャワ州知事第一補佐官より挨拶をいただきました。また、インダ・クルニア国会議員（東ジャワ州選出）、米国総領事夫妻、各国名誉領事を始めとする各界の幹部等多くの方のご出席をいただき、天皇陛下の65回目の御誕生日を一緒にお祝いすることができました。

本レセプションでは、東ジャワ州の姉妹都市である大阪府において今年4月に開幕する万博についてご紹介するとともに、スラバヤ市と姉妹都市関係にある高知市を始めとした日本の地方都市や四季の魅力を味わっていただける動画を上映しました。また、日本から輸入したハマチ、ホタテ、甘えびなどの海産物、日本米、日本酒、日本産ワイン、日本茶を味わっていただけるコーナーを設け、多くの出席者から好評をいただきました。





★日本文化イベント「羽ばたけ 2025」をマランで開催

在スラバヤ日本国総領事館は、2月9日、東ジャワ州マラン市において、インドネシア人高校生を主な対象とする文化イベント「羽ばたけ 2025」を日本学生支援機構（JASSO）ジャカルタ事務所、国際交流基金ジャカルタ日本文化センター、日系企業、高校日本語教師会などの協力を得て開催しました。同イベントは今回が初めての開催で、参加者した学生は、ひらがな・カタカナ読み書き大会、日本文化クイズ大会、日本文化パフォーマンス大会のほか、日本食料理教室、日本留学セミナーに参加しました。

国際交流基金の調査によると、東ジャワ州では約9万人が日本語を学習しており、西ジャワ州に次ぐ全国2位の学習者数を誇ります。日本語を学ぶ学生のモチベーションを維持・向上させ、日本文化への理解を深めてほしいとの期待を込めて、2002年から、在スラバヤ日本国総領事館が中心となって、漢字の読み書きを競う大会「漢字カップ」を開催してきました。今では、東ジャワだけでなく、ジャカルタ首都圏、中部ジャワ、バリ、スラウェシから多くの学生が同大会に参加し、盛り上がりを見せています。一方で、東ジャワ州では高校レベルでの日本語学習も非常に盛んで、高校生が参加しやすく、日本文化に親しむことができるイベントを希望する声が多く寄せられていました。このような状況を受けて、高校卒業後も学生たちがそれぞれの夢に向かって羽ばたいて、両国の架け橋となってほしいとの思いから今回のイベントを開催しました。

イベント当日、東ジャワ州内の高校・大学で日本語を学ぶ学生約 500 名がマラン国立第一高校に集まりました。日本語・日本文化に関する大会だけでなく、JASSO ジャカルタ事務所職員による日本留学セミナーが行われるとともに、インドネシア元日本留学生協会（プルサダ）東ジャワ州支部、日本語学科を有する州内の大学などがブースを設置し、学生からの進路相談受け付けや日本文化紹介を行いました。ひらがな・カタカナ大会で優勝した、ジョンバン第一イスラム高校のムハマド・ファクリ・ズルコルナインさんは、「毎日、短編小説やポッドキャストを通じて日本語を勉強しています。優勝できたことが信じられません。今後は、日本に留学して勉強を続け、グローバルな日本企業で働きたい。」と将来の夢を語っていました。



日本文化パフォーマンス大会の入賞者と審査員を務めた日本語パートナーズら



ひらがな・カタカナ大会には約 150 名の高校生が出場



日本文化パフォーマンス大会で書道パフォーマンスを披露する高校生



日本食料理教室で巻きずし作りにチャレンジする学生

★離任の御挨拶

●西本 忠明 領事（離任）

この度、4年間の在スラバヤ日本国総領事館での勤務を終え、3月13日に帰国となりました。スラバヤ赴任前は日本において国土交通省職員として船舶関連の業務に従事しており、総領事館の経済担当としての業務は経験したことのないことばかりで、苦労も多かったですが、業務を通じて自身の視野を広げるとともに日系企業の方々との交流を通じて当地での日本の存在感の強さを感じることができました。

スラバヤは自身にとって初めての海外勤務であり不安もありましたが、この地で貴重な経験を得ることができました。特に EJJC 法人部会の皆様には経済関連のセミナーなどで大変お世話になりました。日本帰国後は国土交通省に戻り、再び船舶関連業務に従事する予定です。在留邦人の皆様方には大変お世話になりました。最後になりますが、皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げます。

（以上）

いよいよ海外赴任！

転出届を提出したら

あとはこの3つ！



TM パスポくん



① 在留届の提出

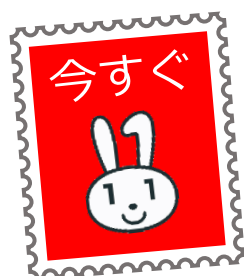
3か月以上国外に滞在する場合、在留届の提出が義務です！
滞在中、安全に関する情報を受け取ることができます。

出国90日前からオンラインで提出できます →



② 在外選挙人名簿への登録

国外からも衆議院・参議院の国政選挙に投票できます！
出国前に「出国時申請」を行い、出国後に現地の日本大使館・
総領事館から「在外選挙人証」を受け取ります。



③ マイナンバーカード

出国前に「国外継続利用申請」を行うことで、国外でも
お手持ちのマイナンバーカードを引き続き利用できます！

在 留 届

現地での住所や電話番号が決まっていなくても、
90日前からオンラインで提出できます。

在留届を提出していると、こんなに安心

■ 現地の日本大使館・総領事館から領事メールが届きます

現地の危険情報、スト情報、災害情報などの安全情報を始めとする滞在に不可欠な情報が配信されます。

■ 緊急時にあなたの安否を確認します

滞在先の国・地域で緊急事態が発生した場合に、現地の日本大使館・総領事館は、在留届に登録された情報を用いて、安否確認や日本の留守宅への連絡を行います。



パスポくん

ここからアクセスしてね！

外務省
オンライン在留届



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

在外選挙人名簿への登録（出国時申請）

<申請できる方>

国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方
（転出予定日までに当該最終住所地に3か月以上居住している方に限る。）

<申請できる期間>

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日まで



めいすいくん

STEP 1

最終住所地の市区町村の選挙管理委員会に対し、本人確認書類（パスポート・マイナンバーカード・運転免許証など）を提示して、在外選挙人名簿への登録を申請する。

STEP 2

在留届を提出する。
※ 出国前に現地での住所が決まっていな方は、現地での住所が決まり次第、在留届の住所欄のアップデートをお願いします。

STEP 3

出国後、現地の日本大使館・総領事館から連絡を受けたら、窓口又は郵送（ご自身で選択できます。）で在外選挙人証を受け取る。

※ 出国後に日本大使館・総領事館で在外選挙人名簿への登録を申請することもできます。

マイナンバーカード（国外継続利用申請）

<申請できる方>

国外への転出を予定しており、転出前に有効なマイナンバーカードをお持ちの方

<申請できる期間>

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日の前日まで



マイナちゃん

※ 出国後に日本大使館・総領事館で新たに国外転出者向けマイナンバーカードを申請することもできます。



ゴルゴ13×外務省
中堅・中小企業
海外安全対策マニュアル

© さいとう・たかを

